

在宅酸素療法者に対する医療費助成制度の導入を求める意見書

肺疾患や肺手術等により永続的に呼吸器機能が著しく低下し、自発的な呼吸では空気中の酸素を十分に吸収できず、社会や家庭内での日常生活活動が著しく制限されている呼吸器機能障害者においては、その多くが、心肺機能を高め、呼吸困難の軽減や日常生活の改善のため、人工的な酸素吸入を行う在宅酸素療法を必要としている。

全国で11万人とも言われる呼吸器機能障害者のうち、在宅酸素療法により機能障害の軽減や心肺機能を高め、社会復帰を目指している障害者にとっては、この療法を、ほぼ一生涯と言っても過言でないほど、長期にわたり継続して受ける必要があることから、障害者及びその家族における経済的・精神的負担は計り知れず、身体的苦痛の上に、さらに経済的苦痛をも強いられる生活を送っている。

一方、障害者自立支援法に基づく国の制度である自立支援医療制度（更生医療）は、障害の除去及び軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療費を給付する制度であり、肢体、視覚、聴覚障害をはじめ、心臓・腎臓などの内部障害も医療費助成の対象となっているにもかかわらず、在宅酸素療法は自立支援医療の対象となっていない。

在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障害者においては、在宅酸素療法こそが、障害の軽減を図り、自立した日常生活、安定した社会生活を営むために唯一無二の手段であり、その経済的負担を幾ばくかでも軽減することが、法の趣旨に合致するものである。

よって、国においては、在宅酸素療法を行っている呼吸器機能障害者に対する経済的負担の軽減を図るため、本療法が自立支援医療の対象となるよう、自立支援医療制度（更生医療）の拡充を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月14日

徳島県議会議長 岡本富治